

日本泌尿器科学会認定専門医および日本専門医機構認定泌尿器科専門医に関する施行細則

制定 1991 年 4 月 1 日

第 1 章 施行細則の制定

第 1 条（制定） 日本泌尿器科学会 専門医制度審議会規則第 12 条に基づき、この施行細則を定める。

第 2 章 審議会および地区委員会

第 2 条（事務局） 審議会の事務局は一般社団法人日本泌尿器科学会事務所に置く。

第 3 条（地区区分・委員定数・地区委員会業務） 専門医等の審査に関する業務を実施するため、次のように定める。

(1) 全国を次の 7 地区に区分する。

北海道地区

東北地区（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各県）

関東・甲信越地区（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、新潟、長野各都県）

東海・北陸地区（静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井各県）

関西地区（京都、大阪、滋賀、兵庫、奈良、和歌山の各府県）

中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知各県）

九州・沖縄地区（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県）

(2) 審議会の地区別の委員定数は、北海道 2 名、東北 2 名、関東・甲信越 6 名、東海・北陸 2 名、関西 4 名、中国・四国 2 名、九州・沖縄 2 名とする。委員の選出は 2 年ごとに行い、半数の委員が交代するものとするが、選出法は各地区に委ねる。

(3) 当該地区より選出された審議会委員と当該地区の指導医により地区委員会を構成し、その地区委員定数は、北海道 8 名、東北 12 名、関東・甲信越 20 名、東海・北陸 10 名、関西 16 名、中国・四国 10 名、九州・沖縄 11 名とする。委員となる指導医の選出方法と任期は原則として審議会委員の項に準ずる。

(4) 地区委員会は当該地区の専門医制度に関わる事項を審議する。

(5) 地区委員会の委員長は当該審議会委員のなかから選出する。委員長は委員会を招集し議長となるほか、その地区の専門医制度に関する事項を総括し、審議会に報告する。

(6) 地区委員会の運営は、地区委員会の委員長に委譲し、必要な経費は審議会が負担する。

第 4 条（委員欠員補充） 審議会委員に欠員が生じた場合は、規則第 4 条に従い補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条（審議成立と議決） 審議会は定員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

第 6 条（議事録） 地区委員会の委員長は議事の結果を審議会に報告しなければならない。審議会は議事録を作成してこれを保管しなければならない。

第 7 条（秘密保持の義務） 審議会および地区委員会の委員は、業務上知り得た一切の情報に関しては慎重にとりあつかう義務がある。

第 3 章 専門医

第 8 条（専門医の定義） 一般社団法人日本専門医機構の定める基準に則り日本専門医機構認定泌尿器科専門医の認定および更新に関わる作業を行う。

第9条（専門医の資格に必要な資格） 専門医の認定を受けようとするものは、つぎの各項をすべて満たすことが必要である。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること
- (2) 申請時において、研修開始時から継続して4年間以上本会正会員であること
- (3) 医師免許取得後2年間の臨床研修を修了し、日本専門医機構における専攻医として採用され泌尿器科専門研修4年を修了していること
- (4) 学会の定める教育研修の必要単位を取得していること
- (5) 学会の行う専門医認定試験に合格していること

第10条（専門医に必要な研修） 専門医の取得要件に関してはつぎの各項をすべて満たすことが必要である。

- (1) 日本専門医機構が認めた泌尿器科専門研修プログラムに則った研修を修了していること
- (2) 講習などの受講や論文・学会発表において所定の単位を取得していること（詳しくは泌尿器科専攻医研修マニュアルを参照）

第11条（専門医認定試験） はじめて専門医の認定を受けようとするものは、専門医認定試験（以下試験という）に合格しなければならない。この場合の受験資格としては(1) 日本専門医機構が認めた泌尿器科専門研修プログラムに則った研修を修了していること、(2) 講習などの受講や論文・学会発表において所定の単位を取得していることが必要である。

- 2 試験は年1回、専門医認定試験委員会が行うが、実施の詳細は学会誌等に公示する。
- 3 受験資格者は泌尿器科専門研修を4年以上行い、審議会による資格審査に合格した者とする。
- 4 申請に際しては以下の申請書類を審議会に提出し、申請に要する諸費用を納入する。
 - (1) 専門医認定申請書
 - (2) 診療実績記録
 - (3) 教育研修記録
- 5 専門医試験に合格したものは専門医初回審査認定料を納入する。

第12条（専門医の認定更新条件） 専門医の認定を更新しようとするものは、初回認定後5年毎に審査を受けてその認定を更新するものとする。

- 2 認定後更新までの期間、継続して学会の正会員であることを必要とする。
- 3 前回の認定以降に学会の定める教育研修の単位を取得しなければならない。研修単位の詳細に関しては、「泌尿器科専門医更新基準」を参照すること。
- 4 更新の申請に関しては以下の申請書類を審議会に提出し、専門医更新時審査料を納入する。
 - (1) 専門医認定更新申請書
 - (2) 診療実績記録
 - (3) 教育研修記録

第13条（専門医申請に要する諸費用等） 専門医認定審査試験料 55,000 円、学会認定専門医初回認定料 25,000 円、専門医認定料（日本専門医機構の定める金額）、専門医更新時審査料 20,000 円、専門医更新認定料（日本専門医機構の定める金額）とする。

第14条（専門医の認定証等の交付） 学会は審議会が専門医の認定あるいはその更新が適当と認めた者を、申請に要する諸費用の納入を受けて機構に報告し、機構に認定料を納入する。機構は、認定料の受領を確認した後、学会名および、機構連名で認定証を発行する。

第15条（専門医の認定取消） 専門医としてふさわしくない行為のあった場合は、審議会によって専門医の認定の取り消しについて審議し、機構に認定取り消しを請求することができる。

第4章 専門医教育施設

第16条（認定基準）専門医教育施設（以下教育施設という）を拠点教育施設と関連教育施設に分類し、次の基準によって認定される。

(1) 拠点教育施設

- 1) 医育機関の附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院またはこれに準ずる病院または有床診療所で、研修の実績をあげることのできる施設
- 2) 日本泌尿器科学会が認定する泌尿器科指導医が常勤していること
- 3) 初回認定申請時は直前の1年間または3年間の平均の泌尿器科標準手術件数が年間100件以上で1年以上の診療実績があること。ただし、更新認定時には申請までの3年間の平均の泌尿器科手術件数が100件以上であること
- 4) 教育環境が総合的に整備されていること
- 5) 教育施設実態調査に対する報告を行うこと
- 6) 専門医制度審議会が必要と認める調査・登録を行うこと
- 7) National Clinical Database (NCD) 症例登録を行うこと

(2) 関連教育施設

- 1) 医育機関の附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院またはこれに準ずる病院または有床診療所で、研修の実績をあげることのできる施設
- 2) 原則として泌尿器科病床数が5床以上あること
- 3) 泌尿器科医が常勤し、かつ指導医による教育体制が確立されていること
- 4) 初回認定申請時には1年以上の診療実績があること
- 5) 教育環境が総合的に整備されていること
- 6) 教育施設実態調査に対する報告を行うこと
- 7) 専門医制度審議会が必要と認める調査・登録を行うこと

拠点教育施設の指導医が常勤でなくなった時は、その日より関連教育施設に区分される。また、関連教育施設が認定期間中に拠点教育施設認定基準を満たすようになった場合は、教育施設区分変更を申請することができる。

専門医教育施設の認定を受けようとする施設は専門医教育施設認定申請書を審議会に提出する。

第17条（申請に要する諸費用） 教育施設の認定料は10,000円とする。

第18条（認定証等の交付） 学会は、審議会が専門医教育施設として適当と認めた施設を認定し、認定証あるいは認定更新証を交付する。

第19条（指導医不在） 教育施設は指導医不在等により、教育体制が継続できないときはその資格を失う。

第20条（代表指導医） 同一教育施設に複数の指導医がいるときは、その一人を代表指導医とする。指導医が一人のときは、その者を代表指導医とする。

代表指導医に変更が生じたときは速やかに新代表指導医が審議会に代表指導医変更届を提出するものとする。

第21条（認定取消） 専門医教育施設として不適当と認められた施設は、審議会の議決によって、学会がその認定を取り消すことができる。

第5章 指導医

第22条（認定の条件） 指導医は、次の基準によって認定される。

(1) 指導医初回認定

- 1) 専門医の認定更新を受けていること

2) 申請までの5年間に、泌尿器科に関する学術論文、学術著書等または認定学術集会での発表、査読(IJU、IJU Case Reports、日泌誌に限る)が5件以上あり、そのうち1件は学術論文、学術著書等の筆頭著者あるいは認定学術集会での筆頭演者であること

3) 申請までの5年間に指導医教育プログラムを1コース以上受講していること

4) 申請までの5年間のうち3年間以上教育施設に所属していること

ただし、指導医初回認定申請は専門医認定更新と同時に行うことができる。

(2) 指導医更新認定

1) 専門医の認定更新を受けていること

2) 更新までの5年間に、泌尿器科に関する学術論文、学術著書等または認定学術集会での発表、査読(IJU、IJU Case Reports、日泌誌に限る)が5件以上あること

3) 更新までの5年間に指導医教育プログラムを1コース以上受講していること

4) 更新までの5年間のうち3年間以上教育施設に所属していること

第23条(申請手続) 指導医の認定を受けようとする者は、次の各項に定める申請書類を審議会に提出し、申請に要する諸費用を納入する。

(1) 指導医認定申請書

(2) 指導医業績目録

(3) 指導医教育研修記録

(4) 指導医診療実績記録

第24条(認定更新) 指導医は専門医認定更新と同時に認定更新の審査を受けるものとし、そのためには次の各項に定める申請書類を審議会に提出し、申請に要する諸費用を納入する。

(1) 指導医認定更新申請書

(2) 指導医業績目録

(3) 指導医教育研修記録

(4) 指導医診療実績記録

第25条(申請に要する諸費用) 指導医の審査料は初回、更新時とも各15,000円とし、認定料は無料とする。

第26条(認定証等の交付) 学会は指導医を認定し、認定証あるいは認定更新証を交付する。

第27条(資格喪失) 指導医は学会会員としての資格を失ったとき、または専門医の認定更新を受けないときには指導医としての資格を喪失する。

第28条(認定取消) 指導医としてふさわしくない行為のあった場合は、審議会の議決によって、学会が指導医の認定を取り消すことができる。

第6章 申請、審査および認定に関する雑則

第29条(申請期限) 専門医の認定申請は、4月1日から専門医制度審議会の定める期日までに行わなければならない。

2 審議会は認定申請受領後、7月31日までに認定試験受験審査(資格審査)を行う。

3 専門医認定試験は8月から9月の間に実施し、合格者は期日までに認定料を納入し、4月1日付で認定されるものとする。期日までに認定料の納入がない場合は認定資格を喪失する。

4 専門医の更新申請、指導医の認定申請・更新申請の期限は毎年4月30日とし、審査は申請の年の7月31日までに完了しなければならない。

5 専門医の認定を更新しようとするもので特別な理由(留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など)のために、専門医としての活動や自己学習が完全にできない期間があり、更新が困難に

なると予想される場合、活動休止申請及び審査により専門医活動の休止が認められる。

- 6 前項により承認を得ようとするものは、理由を付した書面にて申し出なければならない。
- 7 専門医の認定更新を延期するもので指導医の資格のあるものは、専門医活動休止とともに指導医についても活動休止とすることができる。
- 8 教育施設の認定申請・更新申請の期限は毎年5月31日とし、審査は申請の年の7月31日までに完了しなければならない。
- 9 教育施設の認定が取り消しとなった施設が再度早急に認定を受けることを希望する場合は、前項に関わらずその理由を付して随時申請することができるものとする。ただし、再認定を受けた施設の更新の時期は、再認定を受けた月が4月～12月の場合はその年の4月より、再認定を受けた月が1月～3月の場合は前年の4月より5年毎とする。
- 10 教育研修単位の公認申請期限は毎年2月末日とし、審査は申請の年の3月31日までに完了し、4月1日以降に開催される学術集会について単位として認定されるものとする。
- 11 前項に関わらず特別な理由があると審議会が認めた場合には、申請された学術集会について随時審査し認定できるものとする。

第30条（異議申し立て） 審査結果に対する異議申し立ては通知後、1ヶ月の間に当該地区委員長あてに書面をもって行い、地区委員長はその写しを審議会に送付する。審議の結果は地区委員長あてに報告されたのち異議申し立て人に通知される。

第31条（虚偽の記載に対する罰則） 申請書等に虚偽の記載があったときは、認定に至らないのみでなく、以後申請の資格を失う。

第32条（申請に要する諸費用の返却） 既納の審査試験料、審査料は返却しない。

第33条（その他） 不測の事態の場合には各々について専門医制度審議会において検討するものとする。

第7章 補 則

第34条（施行） この細則は1991年4月1日より施行する。

第35条（変更手続） この細則の変更にあたっては審議会の議決を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この施行細則は2000年6月7日から施行する。ただし第10条および第12条の改正規定は、2001年1月1日から適用する。

（施行期日）

この施行細則は2006年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 2009年までに実施される専門医資格試験については、改正前の施行細則第11条による資格者も受験申請することができる。また2009年の専門医認定申請および2009年に実施される専門医資格試験における合格者の専門医認定申請については、改正前の施行細則第8条、第9条、第10条を適用することができる。
- 2 2010年までの指導医認定および認定更新申請については改正前の施行細則第17条、第18条を適用することができる。
- 3 2004年3月までに医師免許を取得した者で2年間以上の初期研修にあたる研修をした証明が得られる場合には、これを臨床研修とみなす。

附 則

（施行期日）

この施行細則は2006年10月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この施行細則は2008年1月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この施行細則は2010年4月27日から施行する。ただし第17条の指導医の教育施設所属期間についての改定規定は、2014年度認定更新に関する申請時より適用する。

附 則

(施行期日)

この施行細則は2011年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この施行細則は2012年4月23日から施行する。ただし第11条、第13条、第19条、第22条の専門医認定に関する改定規定は、2017年度認定に関する申請時より適用する。

附 則

(施行期日)

この施行細則は2013年3月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2016年3月30日から施行する。

- 1 専門医制度審議会規則の修正に伴う修正。
- 2 新専門医制度への移行に伴う内容修正、追記。

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2016年8月18日から施行する。ただし、第22条の専門医教育施設の認定基準に関する改定規定は2017年1月1日以降に認定を受ける申請時より適用する。

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2017年9月25日から施行する。

- 1 第8条・第19条 専門医機構の基準による専門医の認定・更新への切り替え年を2011年から2012年へ変更したことによる記述変更。
- 2 第9条(3) 泌尿器科専門研修は「学会の認める専門医教育施設で行い」を追加
- 3 第10条 「施設の施設長」を「プログラムの統括責任者」へ変更
- 4 第11条 「一般社団法人日本泌尿器科学会（以下学会という）の認める教育プログラム」を「学会の認めるプログラム」へ変更
- 5 第19条 更新条件に「継続して学会の正会員であることを必要とし」を追加
- 6 第20条 金額に、(税抜、別途消費税)を追加
- 7 第21条 機構認定専門医の認定取消 についての規則を追加
- 8 第22条 (2)2 「原則として」を追加

9 第 34 条 8 再認定を受けた施設の更新の時期につき追記

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2019 年 8 月 14 日から施行する。

- 1 第 9 条 体裁統一のための記述変更
- 2 第 18 条 (1) 体裁統一のための記述変更
- 3 第 34 条 5 機構認定専門医の活動休止についての記載を追加
- 4 第 34 条 7 指導医の活動休止についての規則を追加

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2022 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 28 条 1、3、4、5、6、7
機構認定専門医制度への移行のための記述変更
- 2 第 16 条 教育施設認定基準の変更
- 3 第 28 条 8 教育施設認定申請期限の変更
- 4 用語の統一 (単位の) 修得 → 取得

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2024 年 3 月 22 日から施行する。

- 1 第 21 条 指導医条件の変更

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2025 年 3 月 27 日から施行する。

- 1 第 9 条、第 11 条 研修開始登録を廃止したことによる記述変更

附 則

(施行期日)

この規則の一部を改訂し、2026 年 7 月 29 日から施行する。

- 1 第 17 条 専門医教育施設認定料の記載を追加
- 2 第 29 条 5 活動休止についての記述変更